

大竹市訪問型サービス A の人員，設備及び運営に関する基準等を定める要綱

(平成 29 年大竹市告示第 10 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は，介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）第 140 条の 63 の 6 に基づき，介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業のうち，大竹市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 29 年 2 月 1 日制定。以下「実施要綱」という。）第 4 条第 1 号ア（イ）に規定する訪問型サービス A（以下「訪問型サービス A」という。）に係る人員，設備及び運営に関する基準等について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は，法，省令，指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 37 号。以下「指定居宅サービス等基準」という。），地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省通知「地域支援事業の実施について」別紙）及び実施要綱において使用する用語の例による。

(指定申請者の要件)

第 3 条 大竹市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定に関する要綱（平成 29 年 2 月 1 日制定）第 3 条に規定する申請ができる者は，法人とする。

(第 1 号訪問事業の一般原則)

第 4 条 第 1 号訪問事業者（法第 115 条の 45 の 3 の規定により指定事業者の指定を受けて第 1 号訪問事業を行う者をいう。以下同じ。）は，利用者の意思及び人格を尊重して，常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 第 1 号訪問事業者は，第 1 号訪問事業を運営するに当たっては，地域との結びつきを重視し，地域包括支援センター，市その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(基本方針)

第 5 条 訪問型サービス A の事業は，その利用者が可能な限りその居宅において，要支援状態の維持若しくは改善を図り，又は要介護状態となることを予防し，自立した日常生活を営むことができるよう，生活全般にわたる支援を行うことにより，利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(従事者の員数)

第 6 条 訪問型サービス A の事業を行う者（以下「訪問型サービス A 事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「訪問型サービス A 事業所」という。）ごとに置くべき従事者（介護福祉士，介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 3 条第 1 項に規定する者又は生活支援技術を有すると認められる者。以下「訪問介護員等」とい

- う。)の員数は、当該事業を行うために必要な1以上の数とする。
- 2 訪問型サービス A 事業者は、訪問型サービス A 事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該訪問型サービス A 事業者が指定訪問介護事業者又は訪問型サービス（従前相当）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービス A の事業と指定訪問介護又は訪問型サービス（従前相当）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における訪問型サービス A、指定訪問介護及び訪問型サービス（従前相当）利用者。以下この条において同じ。）の数が 40 又はその端数を増すごとに 1 人以上の者を当該訪問型サービス A 事業所における訪問型サービス A の提供に係る責任者（以下「サービス提供責任者」という。）とするものとする。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができるものとする。
 - 3 訪問型サービス A 事業者が訪問型サービス（従前相当）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービス A の事業と訪問型サービス（従前相当）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、当該訪問型サービス（従前相当）事業所にサービス提供責任者を配置していることをもって、前項のサービス提供責任者を配置しているとみなすことができるものとする。
 - 4 第 2 項の利用者の数は、前 3 月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
 - 5 サービス提供責任者は、専ら訪問型サービス A に従事する者をもって充てるものとする。ただし、訪問型サービス A の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定訪問介護事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年大竹市条例第 5 号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第 6 条第 1 項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）、指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第 47 条第 1 項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）又は訪問型サービス（従前相当）事業所に従事することができるものとする。
 - 6 第 2 項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を 3 人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を 1 人以上配置している訪問型サービス A 事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該訪問型サービス A 事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が 50 又はその端数を増すごとに 1 人以上とすることができるものとする。
 - 7 訪問型サービス A 事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービス A の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準第 5 条第 1 項から第 5 項までに規定す

る人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができるものとする。

(管理者)

第7条 訪問型サービス A 事業者は、訪問型サービス A 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くものとする。ただし、訪問型サービス A 事業所の管理上支障がない場合は、当該訪問型サービス A 事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 訪問型サービス A 事業者が指定訪問介護事業者又は訪問型サービス（従前相当）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービス A の事業と指定訪問介護の事業又は訪問型サービス A の事業と訪問型サービス（従前相当）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、当該指定訪問介護事業所又は当該訪問型サービス（従前相当）事業所に管理者を配置していることをもって、前項の管理者を配置しているとみなすことができるものとする。

(設備及び備品)

第8条 訪問型サービス A 事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問型サービス A の提供に必要な設備及び備品を備えるものとする。

2 訪問型サービス A 事業者が指定訪問介護事業者又は訪問型サービス（従前相当）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービス A の事業と指定訪問介護又は訪問型サービス（従前相当）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準又は大竹市訪問型サービス（従前相当）の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成29年2月1日制定）第8条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができるものとする。

(内容及び手続の説明並びに同意)

第9条 訪問型サービス A 事業者は、訪問型サービス A の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第27条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(提供拒否の禁止)

第10条 訪問型サービス A 事業者は、正当な理由なく訪問型サービス A の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 訪問型サービス A 事業者は、当該訪問型サービス A 事業所の通常の事業の

実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な訪問型サービス A を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の訪問型サービス A 事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

（受給資格等の確認）

第 1 2 条 訪問型サービス A 事業者は、訪問型サービス A の提供を求められた場合は、当該提供を求めた者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無、事業対象者該当の有無及び要支援認定の有効期間又は事業対象者該当期間を確認するものとする。

2 訪問型サービス A 事業者は、前項の被保険者証に、法第 115 条の 3 第 2 項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、訪問型サービス A を提供するように努めるものとする。

（要支援認定等の申請に係る援助）

第 1 3 条 訪問型サービス A 事業者は、訪問型サービス A の提供の開始に際し、第 1 号訪問事業の対象者でない利用申込者については、要支援認定又は事業対象者の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 訪問型サービス A 事業者は、介護予防支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。

（心身の状況等の把握）

第 1 4 条 訪問型サービス A 事業者は、訪問型サービス A の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（大竹市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 26 年大竹市条例第 28 号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第 31 条第 9 号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

（介護予防支援事業者等との連携）

第 1 5 条 訪問型サービス A 事業者は、訪問型サービス A を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

2 訪問型サービス A 事業者は、訪問型サービス A の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(第 1 号事業支給費の支給を受けるための援助)

第 16 条 訪問型サービス A 事業者は、訪問型サービス A の提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス・支援計画書（以下「介護予防サービス計画」という。）の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市長に対して届け出ること等により、第 1 号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の第 1 号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行うものとする。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第 17 条 訪問型サービス A 事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問型サービス A を提供するものとする。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第 18 条 訪問型サービス A 事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行うものとする。

(身分を証する書類の携行)

第 19 条 訪問型サービス A 事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導するものとする。

(サービスの提供の記録)

第 20 条 訪問型サービス A 事業者は、訪問型サービス A を提供した際には、当該訪問型サービス A の提供日及び内容、訪問型サービス A について法第 115 条の 45 の 3 第 3 項の規定により利用者に代わって支払を受ける第 1 号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するものとする。

2 訪問型サービス A 事業者は、訪問型サービス A を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供するものとする。

(利用料等の受領)

第 21 条 訪問型サービス A 事業者は、法定代理受領サービスに該当する訪問型サービス A を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該訪問型サービス A に係る第 1 号事業費用基準額（実施要綱第 10 条の規定によりサービスの種類

ごとに算定された第1号事業に要する費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額）をいう。以下同じ。）から、当該訪問型サービス A 事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 訪問型サービス A 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービス A を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、訪問型サービス A に係る第1号事業費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 訪問型サービス A 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問型サービス A を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができるものとする。
- 4 訪問型サービス A 事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

（第1号事業支給費の請求のための証明書の交付）

第22条 訪問型サービス A 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービス A に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した訪問型サービス A の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付して交付するものとする。

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第23条 訪問型サービス A 事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問型サービス A の提供をさせてはならないものとする。

（利用者に関する市への通知）

第24条 訪問型サービス A 事業者は、訪問型サービス A を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに訪問型サービス A の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費を受け、又は受けようとしたとき。

（緊急時等の対応）

第25条 訪問介護員等は、現に訪問型サービス A の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

（管理者及びサービス提供責任者の責務）

第26条 訪問型サービスA事業所の管理者は、当該訪問型サービスA事業所の訪問介護員等及び業務の管理を一元的に行うものとする。

2 訪問型サービスA事業所の管理者は、当該訪問型サービスA事業所の訪問介護員等にこの要綱の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 訪問型サービスAの利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。
- (4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

（運営規程）

第27条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておくものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 訪問介護員等の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 訪問型サービスAの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の実業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 個人情報の管理の方法
- (8) 苦情への対応方法
- (9) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
- (10) その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保）

第28条 訪問型サービスA事業者は、利用者に対し適切な訪問型サービスAを提供できるよう、訪問型サービスA事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておくものとする。

2 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所ごとに、当該訪問型サービスA事業所の訪問介護員等によって訪問型サービスAを提供するものとする。

3 訪問型サービスA事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(衛生管理)

第29条 訪問型サービス A 事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

2 訪問型サービス A 事業者は、訪問型サービス A 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めるものとする。

(掲示)

第30条 訪問型サービス A 事業者は、訪問型サービス A 事業所の見やすい場所に、第27条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第31条 訪問型サービス A 事業所の訪問介護員等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

2 訪問型サービス A 事業者は、当該訪問型サービス A 事業所の訪問介護員等であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。

3 訪問型サービス A 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

(広告)

第32条 訪問型サービス A 事業者は、訪問型サービス A 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならないものとする。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第33条 訪問型サービス A 事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとする。

(苦情処理)

第34条 訪問型サービス A 事業者は、提供した訪問型サービス A に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 訪問型サービス A 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 訪問型サービス A 事業者は、提供した訪問型サービス A に関し、法第115条の45の7第1項の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 4 訪問型サービス A 事業者は、市長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長に報告するものとする。
- 5 訪問型サービス A 事業者は、提供した訪問型サービス A に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 訪問型サービス A 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

（地域との連携）

第 35 条 訪問型サービス A 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した訪問型サービス A に関する利用者からの苦情に関して市長等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市長が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

（事故発生時の対応）

第 36 条 訪問型サービス A 事業者は、訪問型サービス A の提供により事故が発生した場合は、速やかに市長、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 訪問型サービス A 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。
- 3 訪問型サービス A 事業者は、訪問型サービス A の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（会計の区分）

第 37 条 訪問型サービス A 事業者は、訪問型サービス A 事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問型サービス A の事業の会計とその他の事業の会計を区分するものとする。

（記録の整備）

第 38 条 訪問型サービス A 事業者は、訪問介護員等、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 訪問型サービス A 事業者は、訪問型サービス A の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。
 - (1) 介護予防サービス計画
 - (2) 第 20 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第 24 条に規定する市への通知に係る記録
 - (4) 第 34 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第 36 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記

録

(訪問型サービス A の基本取扱方針)

第 39 条 訪問型サービス A は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

- 2 訪問型サービス A 事業者は、自らその提供する訪問型サービス A の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 3 訪問型サービス A 事業者は、訪問型サービス A の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たるものとする。
- 4 訪問型サービス A 事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるものとする。
- 5 訪問型サービス A 事業者は、訪問型サービス A の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めるものとする。

(訪問型サービス A の具体的取扱方針)

第 40 条 訪問介護員等の行う訪問型サービス A の方針は、第 5 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 訪問型サービス A の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び当該利用者の希望を踏まえて、訪問型サービス A の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画（以下「介護予防訪問サービス計画」という。）を作成するものとする。
- (3) 介護予防訪問サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
- (4) サービス提供責任者は、介護予防訪問サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。
- (5) サービス提供責任者は、介護予防訪問サービス計画を作成した際には、当該介護予防訪問サービス計画を利用者に交付するものとする。
- (6) 訪問型サービス A の提供に当たっては、介護予防訪問サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営む上で必要な支援を行うものとする。
- (7) 訪問型サービス A の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 訪問型サービス A の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技

術をもってサービスの提供を行うものとする。

- (9) サービス提供責任者は、介護予防訪問サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも3月に1回は、当該介護予防訪問サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するものとする。
- (11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問サービス計画の変更について準用する。

（訪問型サービスAの提供に当たっての留意点）

第41条 訪問型サービスAの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行うものとする。

- (1) 訪問型サービスA事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、訪問型サービスAの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 訪問型サービスA事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族及び地域の住民による自主的な取組等による支援並びに他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮するものとする。

（その他）

第42条 この要綱に定めるもののほか、当該訪問型サービスAに係る必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月12日告示第97号)

この要綱は、平成30年6月12日から施行し、平成30年4月1日から適用する。